

消費者庁

《消費者庁》

表6-1 消費者庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	消費者庁政策評価基本計画（平成22年3月31日策定）	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成21年9月1日から25年3月31日まで
	② 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第9条第1号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	③ 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策(狭義)等。 実績評価方式：消費者庁の主要な行政目的に係る政策(狭義)及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 各課等は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。））、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。
	⑤ 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を総務課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成21年度消費者庁政策評価実施計画（平成22年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：10施策
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表6-2 消費者庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	{実績評価方式：10件} 〔表6-3-ア〕	—	—	—	—
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表6-3 消費者庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成21年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、10施策を対象として、評価を実施中。

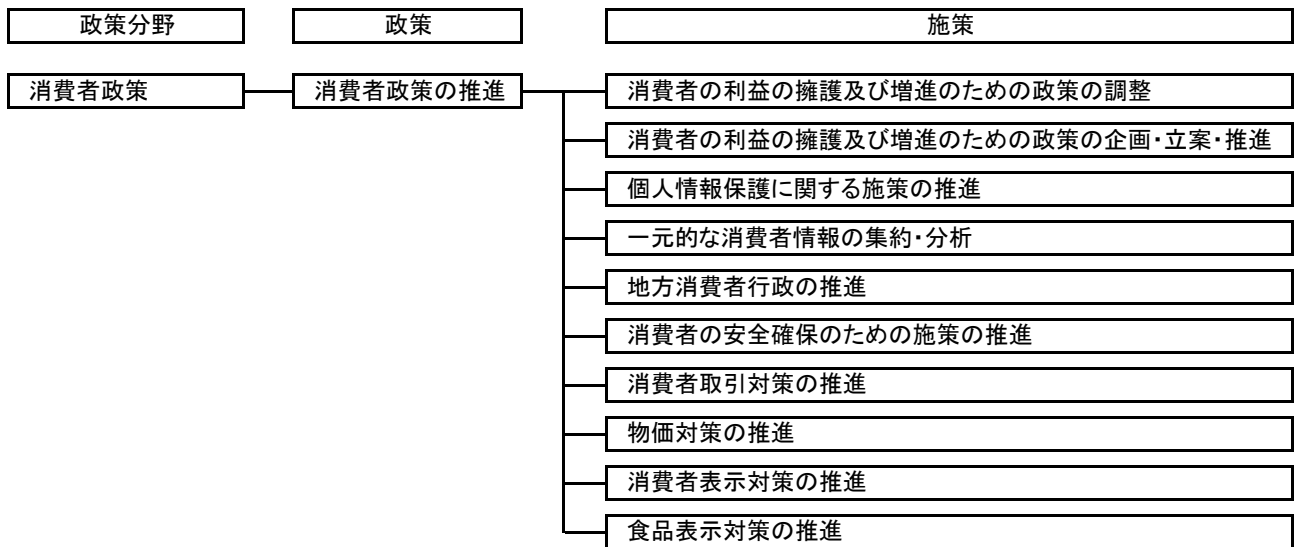
表6-3-ア 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整
2	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の企画・立案・推進
3	個人情報保護に関する施策の推進
4	一元的な消費者情報の集約・分析
5	地方消費者行政の推進
6	消費者の安全確保のための施策の推進
7	消費者取引対策の推進
8	物価対策の推進
9	消費者表示対策の推進
10	食品表示対策の推進

別表

政策体系(消費者庁)

※この政策体系は、平成21年度に実施中の評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、消費者庁ホームページ
(<http://www.caa.go.jp/info/yosan/pdf/22seisakuyosan.pdf>)参照

